

津市久地第187号
令和8年6月4日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津市長 前葉 泰幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)
地域名 (地域内農業集落名)	誠之・成美・立成地域 (諸戸山、明神町1、横山、北口、相川、久居、野村、小野辺、井戸山、上小戸木、下小戸木、元町本郷、須ヶ瀬)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年5月25日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

今後中心経営体が引き受ける耕作面積に余裕がなく、75才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が15haあり、持続的に農地を維持していくためにも、新たな農地の受け手の確保や後継者の育成が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

新たな担い手を確保し、地域と担い手が一体となって集落内の農地を維持管理していく体制の構築が必要。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	137 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	137 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を中心とした農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地区内農地の集積・集約化を目指し、土地所有者は、原則として農地中間管理機構に農地を貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の農地バンク機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については、農地中間管理機構を通じて行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
老朽化している用排水施設等の改修を進め、有効利用を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JAと相談体制を確立し、農地の幹旋や技術的指導の支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域の担い手への委託により合理化を図り、耕作放棄地の発生防止に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③作業の省力化・効率化に向けて、スマート農機の導入を図る。
 ⑤果樹について、高付加価値化し、生産効率の向上に努める。
 ⑩地区内の農道・水路等の施設について、担い手及び地区住民の話し合いにより相互に連携協力し、適切に維持管理していく。